

告 示

埼玉県告示第二百十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人入間市にJリーグクラブをつくる会

三 代表者の氏名

佐藤 仁

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間市仏子千三十五番地十五 仏子団地五号棟百三

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県入間市（埼玉西部）にJリーグクラブをつくる為の支援を行うと同時に、年々変化するサッカー及び社会の地域性と国際性に順応した柔軟な発想と一貫指導で、サッカーに対する個々の想いを実現できるクラブライフを通じて、埼玉県西部地区における様々なスポーツの普及・育成事業、振興に努め、幅広い年齢層の体力向上及び意識向上、スポーツを通じての犯罪防止、就職支援、青少年健全育成を行い、埼玉県西部地区全体における経済・文化等の活性化に寄与することを目的とする。